

大阪市水道局技術研修検討委員会設置要綱

(平成 18 年 12 月 6 日局長決)

(最近改正 令和 7 年 4 月 3 日課長決)

(設置)

第 1 条 水道局に技術研修検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、局が実施する技術研修に必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、整備計画担当課長代理の職にある者をもってあてる。

3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもってあてる。

(委員会の職務)

第 4 条 委員会は次の各号の職務を行う。

- (1) 研修実施計画の作成・見直し
- (2) 研修施設に関する検討
- (3) 海外受入研修（JICA課題別研修を除く）に関する検討
- (4) 研修テキストの作成・見直し
- (5) 他都市との連携協定等に基づく研修に関する検討
- (6) その他研修に必要な事項に関する検討

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(部門作業部会の設置)

第 6 条 委員会の職務について専門的な検討を行うため、計画、土木施設、設備、配水、給水、浄水、水質の部門ごとに作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び作業部会員で構成する。

3 部会長は、別表 2 に掲げる職にある者をもってあてる

4 作業部会員は、毎年度、部会長の推薦に基づき研修・厚生担当課長が委嘱し決定する。

5 作業部会は、必要に応じて部会長が招集する。

6 作業部会の検討内容については委員会へ報告する。

7 作業部会に事務局を置く

(臨時委員の招集)

第 7 条 委員会は、検討内容に応じて、委員以外の者を臨時委員として招集することができるものとする。

(報告)

第 8 条 委員会は、必要に応じ検討内容について局部長等へ報告する。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は職員課（研修・厚生担当）に置く。

2 事務局に事務局長を置き、研修企画担当課長代理の職にある者をもってあてる。

(施行の細則)

第 10 条 この要綱の施行について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。

別表1

委 員	淨配水施設担当課長代理
委 員	機電設備担当課長代理
委 員	建築物担当課長代理
委 員	配水課長代理
委 員	給水課長代理
委 員	総合水運用担当課長代理
委 員	水質試験・企画調査担当課長代理
委 員	南部水道センター副所長
委 員	北部水道センター副所長

別表 2

(計 画 部 門)

作業部会長 整備計画担当課長代理

(土木施設部門)

作業部会長 浄配水施設担当課長代理

(設 備 部 門)

作業部会長 機電設備担当課長代理

建築物担当課長代理

(配 水 部 門)

作業部会長 配水課長代理

(給 水 部 門)

作業部会長 給水課長代理

(净 水 部 門)

作業部会長 総合水運用担当課長代理

(水 質 部 門)

作業部会長 水質試験・企画調整担当課長代理